

# 我孫子市子育て支援サービス情報提供について

## ◆◇ 子育て支援サービス情報提供の目的 ◇◇

子育て支援サービス情報提供は、乳幼児を持つ保護者の子育て及び、妊娠中または妊娠を考えている方を支援し、地域の交流を促進するため、子育てを支援するサービス又はイベントに関する情報を提供します。

### 《許可基準》

#### (1) 許可できる情報

- (ア) 乳幼児を持つ保護者の子育て及び、妊娠中または妊娠を考えている方を支援するサービス又はイベントに関する情報。
- (イ) 参加対象者（就学前の乳幼児及びその保護者、妊娠中または妊娠を考えている方及びそのご家族）が記載されているもの。

#### (2) 許可できない情報

- (ア) 政治活動、宗教活動、個人的趣味、又は営利（教室や塾活動、物品の販売・斡旋・仲介、興行など）を目的とするもの
- (イ) 教室や塾活動、仲介、興行などを目的とした活動
- (ウ) 「月謝」「授業料」と明記されているもの（「会費」は可）
- (エ) 団体の連絡先に事務所・会社等の名称やフリーダイヤルの記載があるとき
- (オ) 団体名、代表者、連絡先（電話番号）の明記がないもの
- (カ) 連絡先がメールアドレスだけのもの
- (キ) 子育て支援サービス情報の目的ではない内容、相応しくない内容のもの
- (ク) その他、不相当と認めるもの

## 1. 掲示物・印刷物の設置

### ◆ 対象

- (1) 市又は官公庁が主催し、共催し、又は後援する事業
- (2) 市内の保育施設等（保育園・認定こども園・小規模保育施設）又は幼稚園が主催する事業
- (3) ファミリーサポートセンター事業、病児・病後児保育事業が主催する事業
- (4) 公共的団体（社会福祉協議会（地区社協）、まちづくり協議会、特定非営利活動法人、我孫子医師会、我孫子市歯科医師会、民生委員、スポーツ協会等）が主催する事業
- (5) 市民団体等（市民団体、サークル、個人等）
- (6) その他、適当と認めるもの

### ◆ 掲示サイズ

A4 サイズ以下のサイズとする。ただし、官公庁は除く。

### ◆ 依頼方法

子育て支援センター又は、保育課で「我孫子市子育てサービス情報提供申込受付簿」に記入。  
※保育施設等は、園が依頼。※父母会や保護者からの依頼は不可。

### ◆ 掲示期間

- (1) 原則、1ヶ月を限度とする。
- (2) 開催日など期限のあるポスター等は、上記の期間内で開催当日までとする。
- (3) 市及び官公庁の啓発等は年度内まで。

### ◆ 注意事項

掲示物は、1イベントにつき1枚までとします

## 2. 市ホームページへの掲載

### ◆ 対象

- (1) 公共的団体等（社会福祉協議会（地区社協）、まちづくり協議会、特定非営利活動法人、等）が主催する事業
- (2) 市民団体等（市民団体、サークル、個人等）
- (3) その他、適当と認めるもの

### ◆ 依頼方法

我孫子市子育て支援サービス情報提供申込書に次に掲げる書類を添付して申請すること

- (1) 団体等の会則、規約又はこれらに準ずるもの
- (2) 団体等の年間行事予定表、イベントのチラシ等の当該団体等の活動状況が分かる書類
- (3) その他、必要と認めたもの

### ◆ 変更及び中止

活動内容等の変更及び中止が生じた場合は、我孫子市子育て支援サービス情報提供(変更・中止)届出書を提出すること

### ◆ 更新

年度末に、活動の内容について確認をします

## 3. 子育て応援メール及び市ホームページ「子育てイベントカレンダー」への掲載

### ◆ 対象

- (1) 市又は官公庁が主催し、共催し、又は後援する事業
- (2) 市内の保育施設等（保育園・認定こども園・小規模保育施設）又は幼稚園が主催する事業
- (3) ファミリーサポートセンター事業、病児・病後児保育事業が主催する事業
- (4) 公共的団体（社会福祉協議会（地区社協）、まちづくり協議会、特定非営利活動法人、我孫子医師会、我孫子市歯科医師会、民生委員、スポーツ協会等）が主催する事業
- (5) その他、適当と認めるもの

### ◆ 依頼方法

希望する日の3週間前までに原稿をメールで提出すること

## 4. 注意事項

- (1) 教室や塾活動等の周知及び勧誘は禁止とします
- (2) 活動中に書籍、CD等の商品の販売は禁止とします